

豊田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(給付の対象者)

第2条 給付の対象者は、本市に住所を有し、日常生活を営むのに支障があり、在宅で介護等の便宜を必要とする児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の対象となる用具)

第3条 給付の対象となる用具の種目、対象となる状態、性能及び基準単価は、日常生活用具給付基準表（別表第1）に掲げるものとする。ただし、用具の給付を受けようとする者が同表に定める基準単価（以下「基準額」という。）を超える価格の用具を購入する場合において、当該基準額を超える部分の金額（以下「基準超過額」という。）を自ら負担するときは、当該用具を給付の対象とすることができる。また、購入しようとする用具の価格が別表第2に定める徴収基準月額（以下「徴収額」という。）を超えない場合には、当該用具を給付の対象としない。

2 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付の対象とすることができる。

3 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を希望する対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 用具の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者及びその属する世帯の状況等を調査し、調査表（様式第2号）を作成して、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、申請者に対し、給付の決定をしたときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により通知するとともに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付する。給付しないことを決定したときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(給付の制限)

第6条 紫外線カットクリーム、ストーマ装具（消化器系及び尿路系）及び人工鼻については給付回数の制限を設けず、同一年度内に基準額に達するまで購入可能とする。

2 申請者が本市への転入者であり、転入前において他市町村から用具の給付を受けている場合、同一の種目については転入前の給付状況を鑑み、給付の決定を行うものとする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に修理不能により又は身体の成長若しくは疾病状況により、用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

(費用の負担)

第7条 第5条第2項の給付の決定（以下「給付の決定」という。）を受けた者（以下「受給者」という。）は、その収入の状況に応じて、徴収額を負担する。ただし、基準額を超える価格の用具を購入する場合は、基準超過額と徴収額の合計（以下「扶養義務者が支払うべき額」という。）を負担する。

2 市長は、購入しようとする用具の価格から、前項にて決定した扶養義務者が支払うべき額を減じた額を負担する。

(用具の給付)

第8条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）を通じて行うものとする。

2 市長は、用具の給付を行う場合には、低廉な価格で良質かつ適切な用具の確保や、アフターサービスの提供等が可能な業者を通じて行うものとする。

(給付に係る手続)

第9条 受給者は、給付券の交付を受けた後、速やかに、用具を納入する業者に給付券を添えて、扶養義務者が支払うべき額を支払う。

2 市長は、業者が受給者に用具を納入したときは、その検収を行った後に当該業者の請求に基づき、用具の価格から扶養義務者が支払うべき額を控除した額を当該業者に支払うものとする。

(用具の管理)

第10条 受給者は、給付の決定を受けて購入した用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反したと認めるときは、第7条の規定により市長が負担した額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(施行の細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

豊田市長 様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

（対象者との続柄）

電話番号

- -

下記により日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏名				生年月日			
	住所	1 申請者と同じ 2 豊田市						
	疾病名							
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	個人番号			
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況	住 宅	1 持ち家 2 借家（貸主の諾否）		浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし		便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助が必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる		移 動	1 車椅子使用 2 他人の介助が必要(一部、全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称					希望する形式、規模等			
業者名								
給付上特に希望する事項								
備 考								

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

様

豊田市長

㊟

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名			疾病名		
給付する用具名 (含む型式規模等)					
納入業者名					
納入業者の住所					
価 格	円	基準単価	円	基準超過額	円
徴収基準額	円	扶養義務者が 支払うべき額	円	公費負担額	円
注意事項	<ol style="list-style-type: none">用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものであり、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。				

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券				
①給付番号	第 号	②給付券発行 年月日	年 月 日	
③対象者氏名		④生年月日	年 月 日生（ 歳）	
⑤居住地				
⑥保護者氏名			⑦対象者との続柄	
⑧給付する用具名 （型式規模等）	⑨価格	⑩扶養義務者が 支払うべき額	⑪公費負担額	
	円	円	円	
⑫納入業者名		⑬納入業者の住所		
⑭この券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費 支払請求期限	年 月 日
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">豊田市長</p> <p style="text-align: right;">⑮</p>				
⑮業者が納付した日	年 月 日			
⑯扶養義務者より受領した額	円	⑰受領業者名 及び年月日	年 月 日	
⑱用具受領氏名				
⑲検収者	職	氏名		
⑳その他 特記事項				

(注) ①から⑭まで及び⑰は市、⑮から⑰までは納入した業者、⑱は保護者又は18歳以上の対象者本人が記入すること。

号
年 月 日

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書

様

豊田市長

㊟

年 月 日付けで申請のありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付につきましては、下記の理由により却下します。

（理由）

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。